

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和3年10月

結 城 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 5
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標	P 1 8
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	P 2 1
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 2 3
第6 その他	P 3 5
別紙第1 (第5の4 (1) ア (カ) 関係)	P 3 6
別紙第2 (第5の4 (1) イ関係)	P 3 7

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第6条第2項第1号関係）

1 本市では、肥沃な土地と温暖な気候に加え、首都圏に近接している立地条件にも恵まれ、米・野菜・果樹・畜産といった都市近郊型の多彩な農業が展開され、基幹産業に位置付けられている。

平成17年から平成27年の10年間に農家戸数は減っており（平成17年：1,993戸、平成27年：1,566戸（農林業経営体調査「2005年茨城県農林業センサス結果報告書」及び「2015年茨城県農林業センサス結果報告書」）、地域農業を維持するため、地域の担い手となる農業者を確保し、育成していく必要がある。

また、離農者等の増加による耕作放棄地の発生を防ぎ優良農地を確保するため、地域の担い手へ農地の利用集積を図り、効率的な経営が行えるよう農地の再整備を含むインフラ整備を行う必要がある。

さらに、人口減少や食の多様化、輸入農畜産物の増加などによる国産農畜産物の消費低迷は、農業者の所得の減少を招き、農業離れを助長する恐れがある。このため、農業経営の安定化・合理化を支援する施策を通じ、農業者の生活の安定や若返りの促進を図るとともに、本市産農畜産物の販路拡大活動を積極的に展開し、消費者から選ばれる産地を目指していく必要がある。本市の基幹産業である農業の健全な発展と市民の健康的な生活の基礎となる食料の提供のため、首都圏に近接した立地を活かしながら、魅力や強みのある「結城らしい農業」を推進するとともに、担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・ほ場整備や、高性能農業機械の導入による効率的な農業を推進するほか、農業者年金への加入促進等により若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援する。

加えて、茨城県の推進する「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図ることを踏まえ、本市は、その上で個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの確に支援を行う。

さらには、本市が実質化した「人・農地プラン」より収集した農地と担い手の情報等を他市町村と適宜共有し、地域合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、結城市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）等関係機関と一体になり、茨城県及び農地中間管理機構と協力し、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

2 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、効率的かつ安定的な農業経営のため、目標とする年間労働時間と年間所得を他産業従事者の水準を踏まえ、主たる農業従事者1人当たり580万円以上、年間労働時間を主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 本市では、結城市担い手育成総合支援協議会兼結城市農業改革推進本部（以下、「担い手育成総合支援協議会」という。）において、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けたもの（以下、「認定農業者」という。）又は今後認定農業者になろうとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の指導等を含む生産方式や経営管理の合理化等の

経営改善方策の指示等の重点的指導及び各種研修会の開催等を結城地域農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）の協力を受けつつ行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市は、従来からの基幹作物である普通作・露地野菜・施設園芸の産地が形成されており、農地の確保が容易な地域でないため、特に新規参入者数が少ない状況ではあるが、産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

新規就農者・雇用就農者数（16歳以上65歳未満で新たに就農した者）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規就農者数※1	2人	2人	4人	5人
雇用就農者数※2	6人	4人	0人	4人
合計	8人	6人	4人	9人

※1 新規就農者・・・新たに農業経営体を立ち上げ営農開始するもの（新規学卒、Uターン、新規参入等）

※2 雇用就農者・・・既存の農業経営体に雇用され新たに就農するもの

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

本市は、(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき目標

茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に掲げられた「認定新規就農者制度」の活用を図るという目標を踏まえ、本市においても当該制度を活用しながら意欲ある新規就農者を確保していくことを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新規就農者等が経営開始から5年後の目標とすべき年間労働時間と年間所得を他産業従事者の同期間の水準を踏まえ、主たる従事者1人あたり2,000時間以内、年間農業所得250万円以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 推進する取組

従来からの基幹作物である普通作・露地野菜・施設園芸を栽培する結城市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、普通作・露地野菜・施設園芸の栽培技術の指導や販路の確保を行い、一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（法第6条第2項第2号関係）

第1の2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に結城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、結城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
普通作 (水稲+小麦+大豆+作業受託)	<p><経営面積></p> <p>水田 3500a (うち借入地 3350a)</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 2500a (主食用米 1500a 飼料用米 1000a)</p> <p>小麦 1000a 大豆 1000a 作業受託 水稲 500a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・借地及び作業受託による大規模普通作経営。</p> <p>・機械、施設の過剰投資にならないよう配慮して、減価償却等の低減を図り、省力・低コスト化の経営に努める。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 4台 田植機 1台 自脱型コンバイン 1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機 4台 フォークリフト 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 マニュアルスプレッダー 1台 堆肥盤 1基</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・連作障害を回避するため農地はブロックローテーションにより、水稲、小麦、飼料用米、大豆を作付けする。</p> <p>・耕地は概ね近隣に集積させて団地化を図り、効率的な営農を確立する。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・借地が拡大するため、地主との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める。</p> <p>・低価格化に対応するためにコスト把握につとめ、コスト削減による収益アップを図る。</p> <p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・農繁期のピークを少なくするため、作業分散に努める</p> <p>・農繁期(春、秋)の1日当たりの労働時間は最大でも10時間程度にとどめる</p> <p>・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする</p>

2 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋水稻 (ネギ＋ レタス＋ 水稻)	<p><経営面積></p> <p>水田 225a 普通畑 330a</p> <p><作付面積></p> <p>夏ネギ 170a 春レタス 160a 秋レタス 180a 水稻 150a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 3人 臨時雇用 1人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・夏ネギ、春レタス、秋レタスを組み合わせた露地野菜経営である。</p> <p>・ネギ、レタスともにセル成型苗で移植機を利用する機械化体系を確立する。</p> <p>・水稻作の作業は、普通作農家へ委託する。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 2台 移植機 1台 ネギ管理機 1台 ネギ収穫機 1台 ネギ調整機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレーヤ 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 2台 田植機 1台 マニユアスプレッダー 1台 堆肥盤 1基</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・輪作体系の基本は、夏ネギ-秋レタス-春レタス-秋レタスの2年4作である。</p> <p>・ネギ作は、播種機、移植機、収穫機、調整機を利用した機械化体系をとる。</p> <p>・レタス作は、播種機、移植機、調整機を利用した機械化体系をとる。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・マーケティング戦略を構築して、産地の維持発展を強化する。</p> <p>・有利販売を図るために、栽培管理記帳（農薬利用記録簿等）を整備する。</p> <p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・機械作業が多いので労働の安全性を図るために、休憩時間を確保すると共に、安全教育を徹底する。</p> <p>・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。</p>

3 農業経営の基本的指標

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 ＋水稻 (レタス ＋白菜＋ キャベツ ＋なす＋ 水稻)	<p><経営面積></p> <p>水田 300a 普通畑 560a (うち借入地 260a)</p> <p><作付面積></p> <p>春レタス 150a 春白菜 150a なす 30a 秋レタス 150a 秋冬白菜 300a 秋キャベツ 100a 水稻 200a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 3人 臨時雇用 1人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・葉菜類となすを組み合わせた経営で、レタスや白菜は移植機利用による機械化体系を確立する。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 2台 移植機 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤ 1台 マルチャー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 レタス包装機 1台 育苗ハウス 1棟 田植機 1台 マニュアルスプレッダー 1台 堆肥盤 1基</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・露地畑には十分な堆肥を施用すると共に輪作体系を組み、連作障害を回避して高品質の野菜生産につとめる。</p> <p>・水稻の主な作業は普通作農家へ委託する。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・マーケティング戦略を構築して、産地の維持発展を強化する。</p> <p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・労働負荷を軽減するために、農繁期には臨時雇用者を導入する。</p> <p>・他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する。</p> <p>・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。</p>

4 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜＋ 水稲 (トマト＋ キュウリ＋ 水稲)	<p><経営面積></p> <p>水田 150a</p> <p>ハウス 30a</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・トマトとキュウリを組み合わせた施設野菜経営である。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p>	<p>・他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する。</p>
	<p><作付面積></p> <p>トマト 30a</p> <p>キュウリ 30a</p> <p>水稲 100a</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>マニユアスプレッダー 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>作業舎 20坪</p> <p>大型鉄骨ハウス 30a</p> <p>田植機 1台</p>		
	<p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 0人</p>	<p><土地利用、技術等></p> <p>・ハウスに十分な堆肥を施用して、品質重視のトマト、キュウリの生産に努める。</p> <p>・水稲の主な作業は普通作農家へ委託する。</p>	<p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	

5 農業経営の基本的指標

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜＋ 水稲 (レタス＋ 白菜＋キャ ベツ＋トウ モロコシ＋ 水稲)	<p><経営面積></p> <p>水田 300a 普通畑 560a (うち借入地 260a)</p> <p><作付面積></p> <p>春レタス 120a 春白菜 100a 春キャベツ 50a トウモロコシ 200a 秋レタス 150a 秋冬白菜 300a 秋キャベツ 150a 水稲 200a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 3人 臨時雇用 2人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・露地野菜＋水稲の複合 経営である。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 2台 移植機 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤ 1台 マルチャー 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 1棟 田植機 1台</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・畑に十分な堆肥を施用 して、品質重視のレタス、 白菜、キャベツ、トウモ ロコシ等の生産に努め る。</p> <p>・労働力に見合った周年 出荷体系をとり、上手に 作目、作型、品種を組み 合わせて収益性を高め る。</p> <p>・水稲の主な作業は普通 作農家へ委託する。</p>	<p>・農機具、施設の 耐用年数以上の使 用による減価償却 費削減。</p> <p>・マーケティング 戦略を構築して、 産地の維持発展を 強化する。</p> <p>・労働力の配分を 考慮しながら、作 業計画表を作成し て、効率的な作業 を行う。</p> <p>・部門分担など、 役割を明確にす る。</p> <p>・複式簿記の記帳 により、的確な財 務管理を行い、青 色申告を実施す る。</p>	<p>・労働負荷を軽減 するために、農繁 期に臨時雇用者を 導入する。</p> <p>・他産業並みの労 働時間を実現す るため、補助労働者 を確保する。</p> <p>・家族経営協定を 締結して、就労環 境を整え、働きや すい環境にする。</p>

6 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き (ばら)	<p><経営面積> ガラス温室 40a</p> <p><作付面積> ばら 40a</p> <p><農業労働力> 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人 臨時雇用 2人</p>	<p><経営の特徴> ・切りバラの周年栽培によるバラ専作経営。</p> <p><資本装備> ガラス温室 40a 軽トラック 1台 冷蔵施設 1棟 作業舎 20坪</p> <p><土地利用、技術等> ・施設はガラス温室とし、ロックウール栽培により高品質・高収益のバラ生産を行う。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・消費者ニーズやファッション性に対応した品種を導入する。</p> <p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・作業の省力化を図ると共に作業の安全性（農薬被爆防止）を高める上から、防除の装置化を図る。</p> <p>・他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する。</p> <p>・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。</p>

7 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹＋水 稲 (なし＋ 水稻)	<p><経営面積></p> <p>水田 225a 樹園地 200a (うち施設 50a)</p> <p><作付面積></p> <p>施設なし 50a 露地なし 150a 水稻 150a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人 臨時雇用 1人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・ハウス栽培と露地栽培を組み合わせたなし専作経営である。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 1台 マニュアルスプレッダー1台 スピードスプレイヤー1台 動力運搬車 1台 軽トラック 1台 作業舎 20坪 育苗ハウス 1棟 ハウス 50a 多目的防災網 1式 田植機 1台</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・幸水(ハウス、露地)、豊水、恵水、あきづき、新高等の品種を組み合わせ、栽培管理作業や収穫出荷作業の集中化を分散する。</p> <p>・減農薬、減化学肥料栽培につとめ、消費者に安全・安心ななしを生産する。</p> <p>・水稻作は普通作農家へ作業委託して、なしの作業に集中する。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・マーケティング戦略を構築して、産地の維持発展を強化する。</p> <p>・大玉生産につとめ販売単価を引き上げて、収益性を高める。</p> <p>・収益を高めるために消費者への直販も行う。</p> <p>・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。</p> <p>・部門分担など、役割を明確にする。</p> <p>・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する。</p> <p>・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。</p>

8 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<p><経営面積> 普通畑 600a (うち借入地 300a)</p> <p><飼養規模> 総飼養頭数 82 頭 うち経産牛 50 頭 うち常時搾乳牛 42 頭 飼料養畑 600a</p> <p><農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 臨時雇用 1 人</p>	<p><経営の特徴> ・経産牛 1 頭当たり年間泌乳量を 8,200kg 以上とし、高い泌乳能力を持つ牛を飼養する。 ・自給飼料生産用農機具は 3 人の共同利用とし、できるだけ減価償却費などの固定費の削減に努める。</p> <p><資本装備> 搾乳牛舎 470 m² 育成牛舎 45 m² バンクリーナー 1 式 パイプラインミルクカー 1 式 バルククーラー 1 式 トラクター 2/3 台 マニユアスプレッダー 1/3 台 バキュームカー 1/3 台 コーンハーベスター 1/3 台 モアーコンディショナー 1/3 台 ロールベアラー 1/3 台</p> <p><土地利用、技術等> ・自給率 40% を確保するため、耕地面積は 600a とし、夏作は飼料用トウモロコシ、冬作はイタリアンライグラスを作付けし、土地利用は年 2 回とする。</p>	<p>・高い産乳量を維持するために、適切な飼養管理を行う。 ・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。 ・部門分担など、役割を明確にする。 ・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。</p>	<p>・他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する。 ・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。</p>

9 農業経営の基本的指標

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	<p><飼養規模></p> <p>種雌豚 100 頭 種雄豚 5 頭 子豚 350 頭 肉豚 667 頭 販売肉豚 2000 頭</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人</p>	<p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い生産効率を保つために飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする。 ・豚舎周辺に柵柵を設置して、家畜防疫対策をしっかりと行う。 ・飼養衛生管理基準に適合した飼養管理を行う。 <p><資本装備></p> <p>豚舎 1,500 m² 糞尿処理施設 300 m² ショベルローダー 1 台 堆肥舎 480 m² 2t ダンプトラック 1 台 4t トラック (家畜運搬車) 1 台 バキュームカー 1 台</p> <p><土地利用、技術等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良種豚を定期的に導入する。 ・繁殖技術を高めて、養豚の一貫経営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な飼養管理技術を身につけて、事故率 2% 以下に抑えて、低コストの養豚経営を目指す。 ・作業計画表を作成して、効率的な作業を行う。 ・部門分担など、役割を明確にする。 ・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する。 ・家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境にする。

10 農業経営の基本的指標
個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 (肥育)	<p><飼養規模> 飼養頭数 200 頭 年間出荷牛 124 頭</p> <p><農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人 臨時雇用 1 人</p>	<p><経営の特徴> ・黒毛和種の肉専用種肥育 専業経営である。</p> <p>・家族労働 2 人を基準に飼 養管理できる適正規模と し、十分な飼養管理により、 事故率を 2 % 以内に抑えた 経営とする。</p> <p>・糞尿処理の施設や機械は 3 人の共同利用とし、でき るだけ減価償却費などの固 定費の削減に努める。</p> <p><資本装備> 畜舎 1,900 m² 堆肥舎 480 m² ショベルローダー 1/3 台 ダンプトラック 1/3 台 トラック 1/3 台 配餌車 (手押し) 3 台</p> <p><土地利用、技術等> ・素牛 肥育開始月齢 8 ヶ月 肥育開始体重 250kg</p> <p>・肥育 肥育期間 19 ヶ月以内 肥育終了月齢 27 ヶ月以内 肥育終了体重 694kg 年間肥育回転率 0.64 以上 事故率 2.0%以内</p>	<p>・適切な飼養管 理技術を身につ けて、事故率 2 % 以下に抑え て、低コストの 肥育経営を目指 す。</p> <p>・作業計画表を 作成して、効率 的な作業を行 う。</p> <p>・部門分担など、 役割を明確にす る。</p> <p>・複式簿記の記 帳により、的確 な財務管理を行 い、青色申告を 実施する。</p>	<p>・他産業並みの労 働時間を実現す るため、ヘルパーや 補助労働者を確保 する。</p> <p>・家族経営協定を 締結して、就労環 境を整え、働きや すい環境にする。</p>

		<ul style="list-style-type: none">• 枝肉 枝肉重量 430kg 歩留まり等級「A」 100% 肉質等級「4.5」 60%以上		
--	--	---	--	--

1 1 農業経営の基本的指標
集落営農経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
普通作 (水稲＋小麦 ＋大豆＋作業 受託)	<p><経営面積></p> <p>水田 5700a (うち借入地 5200a)</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 2700a 小麦 2000a 大豆 2000a</p> <p>作業受託</p> <p>水稲 1000a (3作業以上・販 売名義・処分権 有)</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的従事者 3人</p> <p>補助的従事者 0人</p> <p>臨時雇用 2人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・おおむね1集落内の農 家から農地管理、機械作 業を受託された担い手 3家族による集落営農 経営である。</p> <p>・機械、施設は過剰にな らないよう配慮して、減 価償却等の低減を図る。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 3台 田植機 1台 自脱型コンバイン1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機 4台 フォークリフト 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 作業舎 30坪 育苗ハウス 5棟</p> <p><土地利用、技術等></p> <p>・土地はブロックローテ ーションにより、水稲、 小麦、大豆を作付けす る。</p> <p>・水稲、小麦は、米麦管 理センターを利活用す る。</p> <p>・水稲は、稚苗移植で行 う。</p> <p>・耕地は概ね近隣の団地 とする。</p>	<p>・農機具、施設 の耐用年数以上 の使用による減 価償却費削減。</p> <p>・農業法人（農 事組合法人等） を設立する。</p> <p>・地域の農家と の信頼関係を密 にして貸借関係 の維持に努め る。</p> <p>・作業計画表を 作成して、効率 的な作業を行 う。</p> <p>・部門分担など、 役割を明確にす る。</p> <p>・複式簿記の記 帳により、的確 な財務管理を行 い、青色申告を 実施する。</p>	<p>・農繁期のピーク を少なくするた め、作業分散に努 める。</p> <p>・農繁期（春、秋） の1日当たりの労 働時間は最大でも 10時間程度にとど める。</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標（法第6条第2項第3号関係）

第1の4に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に結城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、結城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稲+小麦 +大豆)	<経営面積> 水田 1130a <作付面積> 水稲 630a 小麦 300a 大豆 200a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営 <主な資本装備> トラクター 2台 コンバイン 2台 乾燥機 3台 田植機 1台	・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。 ・財務分析による経営診断の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 (トマト)	<経営面積> 普通畑 30a (うち施設 30a) <作付面積> トマト 30a	<経営の特徴> ・共同選果場を利用した経営 <主な資本装備> パイプハウス 30a 灌漑設備 一式 トラクター 1台	・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
3 露地野菜 (ネギ)	<経営面積> 普通畑 70a <作付面積> ネギ 70a	<経営の特徴> ・ネギの周年栽培 <主な資本装備> 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧器 1台 ネギ皮剥き機 1台		
4 露地野菜 (白菜+レタ ス+トウモ ロコシ)	<経営面積> 普通畑 120a <作付面積> 白菜 110a レタス 60a トウモロコシ 60a	<経営の特徴> ・葉茎菜による土地利用型露地野菜経営 <主な資本装備> トラクター 1台 移植機 1台 マルチャー 1台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 果樹 (ぶどう)	<経営面積> 樹園地 65a <作付面積> ぶどう（雨よ け） 55a ぶどう（露地） 10a	<経営の特徴> ・直売（所）主体の果樹経営 <主な資本装備> 簡易被覆ハウス 55a 直売施設兼作業所 1棟 防除機 1台 草刈り機 1台	・複式簿記の記帳により、的確な財務管理を行い、青色申告を実施する。 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1／2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制度を導入し働きやすい環境にする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の利用関係の改善に関する事項（法第6条第2項第4号関係）

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積・集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める割合及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標	備 考
概ね66%程度とする	効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地の利用面積及び基幹的農作業受託面積の割合の目標

(2) 農地の集積・集約化に向けた推進体制

ア 本市は、実質化した「人・農地プラン」を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域の内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。

また、定期的な話し合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、プランの実効性を確保する。

イ 農業委員会は、本市の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、人・農地プランの実践コーディネーターとして地域の話し合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手のマッチングを推進する。

ウ 本市及び農業委員会は、農地中間管理機構に対し、農地や担い手に関する情報を提供する。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市においては、土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市は、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

本市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項（法第6条第2項第5号関係）

- 1 本市は、基本方針の第3 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、農業の地域特性、即ち、複合経営を中心として多様な農業生産の発展や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。
- 2 本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 利用権設定等促進事業
 - (2) 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
 - (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - (6) 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
 - (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 3 本市は、2 で掲げる各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。
 - (1) 上山川、山川地区、江川地区においては概ね好条件のもとに営農が行われているが、規模拡大をより一層図るために利用権設定等促進事業を重点的に実施する。また、毎年行われている転作を促進し、作業の共同化、生産組織等を中心とした作業化へ移行できるよう推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行なえるよう努める。
 - (2) 結城、絹川地区においては、特に農地中間管理機構等による農地の利用条件改善の推進を支援する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。
 - (3) 更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

4 2の各個別事項

(1) 利用権設定等促進事業に関する事項（法第6条第2項第5号イ関係）

ア 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(ア) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

a 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（a）から（c）及び（e）に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては（a）、（d）及び（e）に掲げる要件のすべて）を備えること。

(a) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(b) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(c) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(d) その者の農業経営に常時従事者たる構成員がいるものとする。

(e) 所有権の移転を受ける場合は、上記（a）から（d）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

b 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

c 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められていること。

(イ) 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの（ア）の（a）及び（b）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては（a）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規程にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

(ウ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第5項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法

律第127号) 附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

(エ) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 結城市長への確約書の提出や協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

c その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

(オ) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、（ア）の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

(カ) （ア）から（オ）に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙第1のとおりとする。

イ 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙第2のとおりとする。

ウ 開発を伴う場合の措置

(ア) 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

(イ) 本市は、（ア）の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

a 当該開発事業の実施が確実であること。

- b 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- c 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

エ 農用地利用集積計画の策定期間

- (ア) 本市は、オの申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- (イ) 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

オ 要請及び申出

- (ア) 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- (イ) 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区（以下、「土地改良区」という。）は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- (ウ) 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱の様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- (エ) (イ) 及び (ウ) に定める申出を行う場合において、エの (イ) の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

カ 農用地利用集積計画の作成

- (ア) 本市は、オの (ア) の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- (イ) 本市は、オの (イ) 及び (ウ) の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地

利用集積計画を定めるものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。

(エ) 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（アに規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

キ 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(カ) の b に掲げる事項については、アの (エ) に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

(ア) 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

(イ) (ア) に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（アの (エ) に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

(ウ) (ア) に規定する者に (イ) に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

(エ) (ア) に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

(オ) (ア) に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

(カ) (ア) に規定する者がアの (エ) に該当する者である場合には、次に掲げる事項

a その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

b その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農地法第 6 条の 2 及び農地法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 79 号）第 60 条の 2 で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

c その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(a) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(b) 原状回復の費用の負担者

(c) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

- (d) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (e) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- (キ) (ア) に規定する者の農業経営の状況

ク 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、キの(イ)に規定する土地ごとにキの(ア)に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることとする。

ケ 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又はオの(ア)の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうちキの(ア)から(カ)までに掲げる事項を公告するとともに縦覧に供する。

コ 公告の効果

本市がケの規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

サ 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

シ 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

ス 農用地利用集積計画の取消し等

- (ア) 結城市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ケの規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けたアの(エ)に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - a その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - b その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - c その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(イ) 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

a ケの規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けたアの(エ)に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

b (ア)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(ウ) 本市は、(イ)の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち(イ)のa及びbに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

(エ) 本市が(ウ)の規定による公告をしたときは、(イ)の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

セ 本市がウからシに記載された事項を実施するにあたっては関係機関と適切な連携を図る。

(2) 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

ア 本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

イ 本市、農業委員会、農業協同組合は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項（法第6条第2項第5号ロ関係）

ア 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

イ 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ウ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、イに規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利

用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

エ 農用地利用規程の内容

- (ア) 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- a 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - b 農用地利用改善事業の実施区域
 - c 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - d 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - e 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - f その他必要な事項
- (イ) 農用地利用規程においては、(ア)に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

オ 農用地利用規程の認定

- (ア) イに規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規定についての本市の認定を受けることができる。
- (イ) 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- a 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - b 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - c エの(ア)のdに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - d 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- (ウ) 本市は、(イ)の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。
- (エ) (ア)から(ウ)までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

カ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- (ア) オの(ア)に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となる)が確実であると見込まれること、定

款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- (イ) (ア) の規程により定める農用地利用規程においては、エの (ア) に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - a 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - b 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - c 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- (ウ) 本市は、(イ) に規定する事項が定められている農用地利用規程についてオの (ア) の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容がオの (イ) に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、オの (ア) の認定をする。
 - a (イ) の b に掲げる目標がイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積するものであること。
 - b 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。

- (エ) (イ) で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

キ 農用地利用改善団体の勧奨等

- (ア) オの (イ) の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- (イ) (ア) の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- (ウ) 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

ク 農用地利用改善事業の指導、援助

(ア) 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

(イ) 本市は、オの(ア)に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(4) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項（法第6条第2項第5号ハ関係）

ア 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

(ア) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

(イ) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

(ウ) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

(エ) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

(オ) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

(カ) 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

イ 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項（法第6条第2項第5ニ関係）

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)のイに掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

(ア) 受入環境の整備

茨城県新規就農相談センター、普及センター、農業協同組合、農業委員会等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

(イ) 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関等と連携を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

(ア) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、農業協同組合直売所等への出荷や販路確保のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

(イ) 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

(ウ) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

ウ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については茨城県新規就農相談センター、技術や経営ノウハウについての習得については茨城県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及センター、JA組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら

ら各種取組を進める。

(7) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

ア 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、(1)から(4)までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- (ア) 本市は、霞ヶ浦用水推進事業、農業生産基盤整備事業を推進し、農業用水の確保を図り、利水体制を整えて農地の合理的利用を図る。
- (イ) 本市は、結城市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、担い手を中心とした輪作営農ができるよう地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- (ウ) 農業委員会は、市内の農地流動化を促進し、中核農家等を育成するため、経営規模を拡大し、生産性の高い農業経営を目指す担い手に対して、農地のあっせん等を行う。
- (エ) 本市は、農業農村整備事業管理計画に基づき、農業生産基盤整備や集落排水事業を年次計画的に実施し、生活環境整備を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- (オ) 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

イ 推進体制等

(ア) 事業推進体制等

農業委員会、普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

(イ) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

別紙第1（第5の4（1）ア（カ）関係）

第1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…法第18条第3項第2号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農業用施設として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙第2（第5の4（1）イ関係）

第1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間（又は残存期間）	2 借賃の算定基準	3 借賃の支払方法	4 有益費の償還
<p>（1） 存続期間は3年、6年又は10年（農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年、6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合は、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>（2） 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>（3） 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される。</p>	<p>（1） 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>（2） 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がない時は、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>（3） 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>（4） 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借</p>	<p>（1） 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>（2） （1）の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>（3） 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>（1） 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>（2） 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事</p>

	<p>賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき結城市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

第2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）
 として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）
 の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間（又は 残存期間）	2 借賃の算定基準	3 借賃の支払方法	4 有益費の償還
第1の1に同じ。	<p>（1） 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>（2） 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>（3） 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、第1の2の（3）と同じ。</p>	第1の3に同じ。	第1の4に同じ。

第3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

1 存続期間	2 損益の算定基準	3 損益の決済方法	4 有益費の償還
<p>第1の1に同じ。</p>	<p>(1) 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>(2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>第1の3に同じ。この場合においての第1の損益の決済方法中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1の4に同じ。</p>

第4 所有権の移転を受ける場合

1 対価の算定基準	2 対価の支払方法	3 所有権移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>